

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	徳島市不動中須墓地の利用承諾	
根 拠 法 令	徳島市墓地条例	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5206)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 徳島市墓地条例 別紙のとおり (1) 第4条 利用者の資格 (2) 第5条 利用の承諾</p> <p>2 徳島市墓地条例施行規則 別紙のとおり (1) 第2条 利用承諾の申請 (2) 第3条 利用の承諾</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 7日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)